

公 告

下記の工事について、一般競争入札を実施します。

令和4年4月26日

室戸市長 植田壯一郎

記

第1 競争入札に付する事項

1. 工事名 令和4年度 室戸センター施設通信系更新工事
2. 工事概要 別添の「見積参考資料【金抜設計書】」及び「仕様書」を参照のこと
3. 工事期間 令和4年7月1日(予定)～令和5年10月31日(予定)

第2 競争入札参加資格

(注)この競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たした者であること。

1. 建設業法第3条による電気通信工事業の許可業者であること。
2. 同種・類似工事は平成24年以降に施工実績があるもので、金額要件は1件あたり100,000,000円以上の工事の実績を有する者。
3. 代表者又は役員等が、室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条各号のいずれにも該当するものではないこと。
4. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
5. 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。又は申立てをした者であっても、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がなされている者。
6. 主任技術者及び監理技術者の配置について、建設業法第26条に基づき「電気通信主任技術者(資格取得後5年以上の実務経験必要)等」の有資格者を予定技術者として配置できること。
7. 一般競争入札参加申請受付開始日から入札日の間において、本市から指名停止等の措置を受けている期間が存在しない者。
8. 本件の設計図書に記載された項目にすべて対応できる者。

第3 予定価格

181,760,000 円【消費税相当額除く】

第4 競争入札参加申請の方法

当該工事の入札に参加しようとする者は、第2の参加資格及び本件の設計図書を熟知し、受付期間内に以下の書類を提出しなければならない。

1. 提出書類 競争入札参加資格申請書(様式1)
同種・類似工事の実績調書(様式2)
配置予定技術者届出書(様式3)
2. 受付場所 室戸市役所 2階 財産管理課
3. 受付期間 この公告の日から令和4年5月17日(火)17時15分まで
4. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)のみ。(郵送の場合は期限必着)

第5 競争入札参加資格の決定について

第4の申請書等の提出があった場合は、参加資格に対する適否を審査し、参加申請書の内容を精査して、参加を認めた場合は審査完了後、競争入札参加資格申請書に「受理印」を押印のうえ、その写しを随時発送し、通知する。

1. 最終通知発送日 令和4年5月20日(金)
2. 通知方法 参加決定をした者にのみ通知する。

第6 設計図書の閲覧について

1. 閲覧 設計図書は、この公告の日から令和4年5月23日(月)17時15分まで
閲覧可能
 - ①室戸市ホームページに掲載
 - ②室戸市役所 2階 閲覧室

第7 質疑書の受付、回答の時期及び方法

1. 受付場所 室戸市役所 3階 総務課
2. 受付期間 この公告の日から令和4年5月17日(火)17時15分まで

3. 提出方法 持参若しくはFAX又は電子メールによること。
※FAX 又は電子メールで提出される場合は、提出後その旨について総務課まで連絡すること。(詳しい連絡先等については下記の第 17 を参照)
4. 回答方法 室戸市ホームページに掲載及び閲覧室

第 8 入札

1. 入札日時 令和 4 年 5 月 24 日(火) 11 時 00 分
2. 入札場所 室戸市役所 3 階 第 6 会議室
3. 当該工事の入札に際しては、財産管理課受付印押印済の申請書の写しを提示すること。同書の提示がない場合は、当該工事の入札に参加できないことがある。

第 9 入札保証金

室戸市契約規則(昭和 39 年 8 月 15 日規則第 7 号。以下「契約規則」という。)第 9 条により、一般競争入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。

1. 入札保証金を現金で納付する場合
納付金額 入札金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加えた額)の 100 分の 5 以上の額
納付方法 財産管理課で発行する納付書を使用して、納付すること。
納付期限 入札日前日(令和 4 年 5 月 23 日(月))の午後 3 時
なお、納付した「領収書」は入札時に提出すること。
提出された「領収書」は入札後にお返しします。
返金方法 入札保証金請求書を財産管理課に提出後、落札者以外の方には入札日以降に、落札者の方には仮契約締結後に返金する。
2. 入札保証金の納付は、現金によるほか、入札保証保険証券の提出による免除(契約規則第 10 条第 1 号及び第 12 条)や国債、地方債その他の担保の提供をもって代える(契約規則第 11 条)ことができる。

第 10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、又は室戸市建設工事競争入札心得(以下「入札心得」という)第 10 条各号のいずれかに該当する入札は、無効と

する。

第 11 入札の失格

入札心得第 11 条各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

第 12 最低制限価格

有り(入札後の発表とする)

第 13 契約の相手方の決定方法

第 5 で入札参加決定した者で、契約に係る入札価格が予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、入札価格が最も低い者を契約の相手方として決定する。

第 14 競争入札参加資格の喪失

第 5 の参加決定通知後において、当該通知をされた者が第 2 各号に掲げる資格要件を満たさなくなったとき、又は競争入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本件の競争入札に参加することができない。

第 15 契約締結に関する事項

1. 契約保証金について、落札者は契約の締結に際し、契約規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。
2. 決定業者は、令和 4 年 5 月 31 日までに仮契約を締結すること。
3. 業者決定から契約を締結するまでの間に、決定業者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、決定を取り消すことがある。
 - ・第 2 のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
4. 本件の競争入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
5. 仮契約書は、室戸市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約書(地方自治法第 234 条第 5 項の契約書)となる。ただし、発注者が、室戸市議会で議決が得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。

第 16 その他

1. 競争入札参加申請書の作成に要するすべての費用は、提出者の負担とする。
2. 受付期間以降、競争入札参加申請書等の内容に関して、その追加及び変更を認めない。
3. 提出されたすべての書類は返却しない。
4. 次の条件に該当する場合は、失格になる場合があるので注意すること。
ア 提出書類に不足があった場合
イ 本件に関して、この公告に定める以外の方法により、関係者に直接・間接問わず連絡を求めた場合。
5. 入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。

第 17 担当課

室戸市役所

住 所：〒781-7185 高知県室戸市浮津 25 番地 1

電話番号：0887-22-1111（代表）

F A X：0887-22-1120

【入札担当課】

問い合わせ内容：入札に関すること

財産管理課 財産管理班(室戸市役所本庁舎 2 階)

電話番号：0887-22-5151(直通)

電子メール：mr-011600@city.muroto.lg.jp

【事業担当課】

問い合わせ内容：工事に関すること

総務課 総務情報班(室戸市役所本庁舎 3 階)

電話番号：0887-22-5114(直通)

電子メール：mr-010100@city.muroto.lg.jp

○室戸市契約規則(抜粋)

(入札保証金)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第5条の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他特に市長が認めたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第11条 第9条の入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げるものをもってこれに代えることができる。

- (1) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- (2) 契約担当者が確実と認める社債
- (3) 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第5号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面

を提出させなければならない。

- 3 契約担当者は、第1項第6号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

- 第12条 契約担当者は、第10条第1号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(契約保証金)

- 第39条 契約担当者は、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

(契約保証金の免除)

- 第40条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 市が契約保証金を納付しなければならない契約を結ぶとき。
- (2) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要を認められないとき。
- (3) 契約金が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (6) 第5条の資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、当該契約者が、

これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) その他特に市長が認めたとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第41条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

(1) 国債、地方債及び第11条第1項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条において「保証事業会社」という。)の保証

2 第11条第2項及び第3項並びに第12条から第14条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第11条第3項中「又は確実と認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「又は確実と認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社との間」と、第12条中「第10条第1号」とあるのは「第40条第4号」と「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第13条第1項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第14条中「第11条第1項」とあるのは「第41条第1項第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

以上